

鳥取縣公報

告示

◆鳥取縣告示第五十一號

氣高郡東鄉村本高耕地整理組合の地区変更について昭和二十六年一月二十日認可した。

昭和二十六年二月六日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

◆鳥取縣告示第五十二號

昭和二十五年十二月鳥取縣告示第六百四十四号により小売販賣業者申登録台帳に登載した者のうち次の者の登録を取消した。

昭和二十六年二月六日

昭和二十六年二月六日 火曜日
第二千八百八十一号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取縣副知事 鈴木 武

米子市 代表者氏名 名 称 営業所の所在地

勝部 松雪

田子吉三郎

岩美郡

宇倍野 福田 親政 代表者氏名 名 称 農業協同組合

大岩村 石河 吉男 石河商店

同 大西 稠 大西精米所

同 川口 きよ 川口商店

同 岩谷 太郎 岩谷商店

田後村 升田 仲子 升田米店

糸谷

岩本三三七ノ一

大岩六三五

同 一一五二

三四五

田後一〇〇

00147

二

同 上村 ふじ 上村商店 同 四四九
岩井町 岩崎 たよ 浦富米穀小売企業組合 岩井六一五
八頭郡

大伊村 林 文男 林精米所 下野六二一

河原町 西尾 圭介 河原町農業協同組合 河原五二ノ四

浜村町 幸山 勝次

同 地原 新市 地原米麦類小売販売店

勝見六六二ノ二四

佐治村 田中 安円 藤原 富一 藤原商店 余戸五二三

長瀬村 岡村増太郎 長瀬村米穀配給所

長瀬一〇五〇

同 智頭町 竹信 直次 智頭町農業協同組合 智頭一八一一ノ

青谷町 保木本徳太郎 青谷町農業協同組合

青谷三九七六

同 岩本 松男 岩本商店 加瀬木一二八五

東伯郡

同 岸川 和廣 前川一三九ノ三

長瀬村 岡村増太郎 長瀬一〇五〇

同 木村徹 二郎 宮崎至太郎 葛谷一七五

浜村町 幸山 勝次

同 藤谷 猛 赤松辰雄 赤松精米所

同 地原 新市 地原米麦類小売販売店

同 前川 和廣 前川一三九ノ三

同 余戸五二三

同 赤松 辰雄 赤松精米所 東字塚六九

同 余戸五二三

同 藤谷 猛 赤松辰雄 赤松精米所

同 余戸五二三

同 鹿野町 清水 富治 鹿野一〇五二

同 余戸五二三

同 氣高郡 阪田 初藏 阪田 初藏

同 余戸五二三

同 宮崎至太郎 大脊一七八ノ五

同 余戸五二三

同 藤谷 猛 大脊一七八ノ五

同 余戸五二三

同 前川 和廣 前川一三九ノ三

同 余戸五二三

同 木村徹 二郎 宮崎至太郎 葛谷一七五

同 余戸五二三

同 藤谷 猛 大脊一七八ノ五

同 余戸五二三

同 前川 和廣 前川一三九ノ三

同 余戸五二三

同 木村徹 二郎 宮崎至太郎 葛谷一七五

同 余戸五二三

同 藤谷 猛 大脊一七八ノ五

同 余戸五二三

同 前川 和廣 前川一三九ノ三

同 余戸五二三

同 木村徹 二郎 宮崎至太郎 葛谷一七五

同 余戸五二三

同 藤谷 猛 大脊一七八ノ五

同 余戸五二三

同 前川 和廣 前川一三九ノ三

同 余戸五二三

同 木村徹 二郎 宮崎至太郎 葛谷一七五

同 余戸五二三

同 藤谷 猛 大脊一七八ノ五

同 余戸五二三

同 前川 和廣 前川一三九ノ三

同 余戸五二三

同 木村徹 二郎 宮崎至太郎 葛谷一七五

同 余戸五二三

同 藤谷 猛 大脊一七八ノ五

同 余戸五二三

同 前川 和廣 前川一三九ノ三

同 余戸五二三

同 木村徹 二郎 宮崎至太郎 葛谷一七五

同 余戸五二三

同 藤谷 猛 大脊一七八ノ五

同 余戸五二三

同 前川 和廣 前川一三九ノ三

同 余戸五二三

同 木村徹 二郎 宮崎至太郎 葛谷一七五

同 余戸五二三

同 藤谷 猛 大脊一七八ノ五

同 余戸五二三

同 前川 和廣 前川一三九ノ三

同 余戸五二三

同 木村徹 二郎 宮崎至太郎 葛谷一七五

同 余戸五二三

同 藤谷 猛 大脊一七八ノ五

同 余戸五二三

同 前川 和廣 前川一三九ノ三

同 余戸五二三

同 木村徹 二郎 宮崎至太郎 葛谷一七五

同 余戸五二三

同 前川 和廣 前川一三九ノ三

同 余戸五二三

◆鳥取縣告示第五十七号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号) 第二十條の規定により次の者を卸販賣業者登録台帳に登載した。

昭和二十六年二月六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

營業所又は主たる事務所の所在地

吉方七八四ノ一

00150

00153

足鹿 覚	鳥取縣販売農業協同組合連合会	東品治一九ノ五
佐竹 安治	鳥取縣東部米穀卸協同組合	吉方七八九
浜田 昇一	浜田昇一商店	東品治六九
同 同 同 同	中嶋 長太郎	鳥取米雜穀卸商業協同組合
米子市	松永 延衛	中嶋精麦製粉株式会社
東伯郡 倉吉町	葛谷 治市	米子米雜穀卸有限會社
同 同 山本 貞治	近池 利勝	東伯郡販売農業協同組合連合会
同 同	鳥取縣中部米穀卸協同組合	明治町一〇三二ノ一
角盤町三丁目一〇四	新町三丁目二二八九	西町二一

◆鳥取縣告示第五十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第二十二條の規定により卸売販売業者の最低登録保有数を次のように定める。

昭和二十六年二月六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

小売販売業者甲、パン製造販売業者及びめん製造販売

◆鳥取縣告示第五十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第二十條の規定により卸売販売業者登録所の位置を次のように定める。

鳥取市役所	鳥取縣知事職務代理者	民有林開発緊急林道施設補助要綱
米子市役所	鳥取縣副知事 鈴木 武	一、知事は森林資源の保護と林産物の生産を確保するため、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。
岩美地方事務所	鳥取市役所	二、補助金は民有林開発緊急林道施設を行う森林組合又は市町村（以下施行主体といふ）に対し工事費の十分の四の範囲内においてこれを交付する。
八頭同	八頭郡賀茂村郡家	三、補助金の交付を受けようとする者は様式第一号の申請書に左に掲げる書類を添え昭和二十六年二月十五日までに知事に提出しなければならない。
氣高同	氣高郡浜村町勝見	一、施設計画書（様式第二号）
東伯同	東伯郡倉吉町仲之町	二、收支予算書又はこれに準ずるもの
西伯同	米子市東町九七	三、設計書及び設計図
日野同	日野郡根雨町根雨	四、その他知事において必要と認める書類

◆鳥取縣告示第六十号

民有林開発緊急林道施設補助要綱を次のように定める。

昭和二十六年二月六日

鳥取縣知事職務代理者

鈴木 武

四、補助金交付の指令を受けた後申請書に記載した事項を変更しようとする者は、事由を具し様式第一号に準じて作製した変更認可申請書を知事に提出しなければならない。

00151

- 五、知事が必要あると認めたときは、施設の変更を命じ
又はその施行上必要な事項につき指示することができ
る。
- 六、施設がしゆん功したときは遅滞なく様式第三号のし
ゆん功届を知事に提出しなければならない。
- 七、補助金は六のしゆん功届が提出された後、実地検査
の上その経費を査定してこれを交付する。
- 八、天災その他正当の事由により施設をしゆん功するこ
とが困難と認められたときは期間内にしゆん功する。
ことができないと認められたときは、遅滞なくその事
由を知事に報告しその指示を受けなければならぬ。
- 九、この要綱によつて施行した施設はその施行主体にお
いて維持管理しなければならない。

一〇、この要綱によつて施行した施設の用途を変更し又
は処分するときは知事の認可を受けなければならない。

一一、左の各号の一に該当するときは、知事は補助金交
付の指令を取消し又は既に交付した補助金の全部若し
くは一部の返還を命ずることができる。

林道施設補助要綱により補助金交付相成度関係書類を
添え申請致します。

添付書類

一、施設計画書

二、收支予算書又は事業收支計画書

三、設計書及び設計図並びに位置図

様式第二号(要綱第三の一の施設計画書)

設計計画書

一、施設内容

路線名	施工箇所	道	車道	牛馬道	新設	増設	備考
市郡町村大字	延長	木	馬道	幅員	改設		

二、施行期間及び施行方法
自昭和年月日 施行方法 直営
請負

三、経費
内訳
内 費

00152

00151

- 一、この要綱に違反したとき
- 二、補助金交付の條件に違反したとき
- 三、施設施行の方法を不適當と認めたとき
- 四、申請書その他知事に提出した書類に虚偽の記載を
なし又は施設に關し不正の行為があつたとき
- 五、施設しゆん功の見込がないと認めたとき
- 六、施設の施行につきこの要綱に定めるもの、外大正
十四年鳥取縣令第四十七号道路工事執行令施行細則を
準用する。
- 七、この要綱によつて知事に提出する書類はすべて所
轄地方事務所長を經由しなければならない。
- 八、施設の施行につきこの要綱に定めるもの、外大正
十四年鳥取縣令第四十七号道路工事執行令施行細則を
準用する。

一、この要綱によつて知事に提出する書類はすべて所
轄地方事務所長を經由しなければならない。

二、施設の施行につきこの要綱に定めるもの、外大正
十四年鳥取縣令第四十七号道路工事執行令施行細則を
準用する。

三、この要綱によつて知事に提出する書類はすべて所
轄地方事務所長を經由しなければならない。

四、申請書その他の知事に提出した書類に虚偽の記載を
なし又は施設に關し不正の行為があつたとき

五、施設しゆん功の見込がないと認めたとき

六、施設の施行につきこの要綱に定めるもの、外大正
十四年鳥取縣令第四十七号道路工事執行令施行細則を
準用する。

様式第一号(要綱第三の申請書)

年 月 日

施行主体名

知事宛

昭和二十一年度民有林開発緊急林道施設
補助申請書

別紙施設計画書の通実施致したいので民有林開発緊急

印

路線名		利用区域内現況		伐採計画		四、生産計画	
面積	蓄積	当蓄積	一町歩	伐材	薪材	薪炭	林道
町	石	林	開発	伐	薪	薪炭	
石	町	材	分	採	材	林	
石	町	蓄	林	伐	薪	薪炭	
石	町	積面	材	材	材	林	
石	石	積蓄	新炭	薪	薪	薪炭	
石	石	量	伐	薪	薪	薪炭	
石	%	伐	材	薪	薪	薪炭	
石	%	生	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	產	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	合	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	量	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	伐	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	生	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	產	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	合	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	量	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	伐	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	生	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	產	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	合	薪	薪	薪	薪炭	
石	%	量	薪	薪	薪	薪炭	

00153

様式第三号(要綱第七のしゆん功届)

年

月

日

知事宛

施行主体名

印

昭和二十五年度民有林開発緊急林道施設
しゆん功届

昭和年月日受林第号を以て指令になつた首題の件左記の通りしゆん功したから御届け致します。

記

一、施設内容

路線名	施工箇所		車道 木馬道 新設	備考
	市郡町村 大字	字		
		米		
		米		

二、施行期間及び施工方法

施工期間 自昭和年月日至昭和年月日 施工方法 直営請負

三、経費

内訳

昭和二十六年二月六日印刷
昭和二十六年二月六日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日) 発行
第三種郵便物認可

印 刷 所

鳥取縣

鳥取縣

鳥取縣

鳥取縣

鳥取縣

鳥取縣

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第六号

第十六回鳥取縣選舉管理委員會を次のよう招集する。

昭和二十六年二月六日

一、日時 昭和二十六年二月十二日午後一時
二、場所 鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

1、昭和二十五年十二月十七日執行の鳥取縣議會議員一般選舉の効力に關する訴願審理について

2、指定病院の取消しについて
3、その他